

出席停止の措置について（お願い）

生徒が下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づく校長の指示により「出席停止」となります。

| | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス） | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く） | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 感染のおそれなくなるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | その他の感染症 | <u>学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、出席停止措置をとることがある</u> |

上記の感染症が疑われた場合は、

- ① 登校を見合わせ、病院の受診をお願いします。
- ② 診断が確定したら、必ず担任へ連絡してください。
- ③ 症状がおさまったら、医師に「学校感染症等にかかる登校に関する意見書」を書いてもらってから登校するようにしてください（学校ホームページからもダウンロードできます）。『その他の感染症』に患した場合も、流行状況によって出席停止措置をとることがありますので、提出にご協力をお願いします。

*意見書の記入は、医療機関が設定する所定の料金が発生します。

学校感染症等にかかる登校に関する意見書

大阪府立東百舌鳥高等学校

名前 _____ について

- | | | | |
|-----------|----|----|------------|
| ■ インフルエンザ | A型 | B型 | |
| ■ 百日咳 | | | ■ 麻しん |
| ■ 流行性耳下腺炎 | | | ■ 風しん |
| ■ 水痘 | | | ■ 咽頭結膜熱 |
| ■ 結核 | | | ■ 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| ■ () | | | |

上記の疾病により

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

() 日間をめぐり自宅安静・加療を要します。

令和 年 月 日

所在地 :

医療機関名 :

診察医師 :

上記のとおり主治医からの意見が出ましたので、自宅療養させました。

年 組 番 生 徒 名

保護者名